

2-1 富山県消防防災ヘリコプター運航管理要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、富山県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定め、航空機の安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空機等 航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。
- (2) 消防防災業務 航空機を使用して行う救急活動、救助活動、災害応急活動、火災防御活動その他の消防防災活動に関する業務をいう。
- (3) 航空隊員 航空機に搭乗し、消防防災業務に従事する富山県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）の隊員をいう。
- (4) 自隊訓練 航空隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。
- (5) 運航計画 航空機を効率的に運航するため、消防防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。
- (6) 委託会社 県が航空機の操縦、整備点検等の運航並びに機体及び装備品等の保守管理に関する業務を委託する運航会社をいう。

第2章 運航体制

(運航基地)

第4条 航空機の運航基地は、富山県防災航空センター（以下「防災航空センター」という。）とする。

(総括管理者)

第5条 航空機の運航管理は、富山県危機管理監（以下「総括管理者」という。）が総括する。

(運航管理責任者)

第6条 航空機の運航管理は、危機管理局消防課長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

(運航責任者)

第7条 航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など航空機の運航管理に関する事務は、危機管理局消防課防災航空センターの所長（以下「運航責任者」という。）が行う。

(運航安全管理者)

第8条 運航安全管理者は、運航責任者、操縦士その他の関係者に対する航空機の運航、消防防災業務の実施、消防防災業務従事者の健康管理その他必要と認める事項に関する助言を行う。

(航空隊の設置)

第9条 防災航空センターに航空隊を置く。

2 航空隊は、航空機に搭乗し、直接、消防防災業務に従事する。

3 航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

(隊長等の任務)

第 10 条 隊長は、運航責任者の指揮を受け、副隊長及び隊員を指揮監督し、消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その職務を代行する。

(隊員の任務)

第 11 条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、航空機の性能と災害等の状況に即応した消防防災業務に努めなければならない。

2 隊員は、消防防災業務の遂行にあたっては、十分安全を確認するとともに、関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

(航空機に搭乗する者の指名)

第 12 条 運航責任者は、航空機を運航する場合には、搭乗する航空隊員を指名するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

(運航指揮者)

第 13 条 航空機に搭乗して運航を指揮する者（以下「運航指揮者」という。）は、隊長又は副隊長をもって充てる。ただし、隊長又は副隊長が航空機に搭乗しないときは、運航責任者が航空機に搭乗する航空隊員の中から運航指揮者を指名する。

第3章 運航管理

(運航する航空機等)

第 14 条 総括管理者は、法第 23 条及び第 25 条に定める技能証明書を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航責任者は、機体および装備品等を適正に管理し、航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

(運航範囲)

第 15 条 航空機は、次の各号に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

- ア 遠距離の救急患者搬送
- イ 交通遠隔地への医師の搬送及び医療機材等の輸送
- ウ 高度医療機関への緊急傷病者の転院搬送

(2) 救助活動

- ア 河川、海等での水難事故等における捜索、救助
- イ 中高層建築物火災等における救助
- ウ 災害により孤立した被災者等の救出
- エ 山岳遭難事故における捜索、救助
- オ 大規模事故での救出

(3) 災害応急活動

- ア 地震、台風、豪雨、豪雪等災害の状況把握
- イ 津波警報等の広報及び海面の監視等

- ウ 孤立した被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- エ ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等の状況把握
- オ 各種災害における住民への避難誘導及び警報等の伝達

(4) 火災防衛活動

- ア 林野火災等における空中からの消火活動
- イ 交通遠隔地等への消火資機材、要員等の輸送
- ウ 空中からの状況把握
- エ 住民への避難誘導等の広報

(5) 広域災害応援活動

他縣市等との災害応援協定に基づく応援

(6) 災害予防活動

- ア 災害危険箇所等の調査
- イ 各種防災訓練等への参加（他の公共団体の長からの要請を含む。）
- ウ 住民への災害予防の広報

(7) 自隊訓練活動

(8) 一般行政活動

富山県消防防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領に基づく一般行政利用活動

(9) その他運航責任者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

ただし、第 17 条第 1 項の緊急運航を前提とした訓練及び日の出から日の入りまでの間における緊急運航の場合はこの限りでない。

（運航計画）

第 16 条 運航責任者は、消防防災業務、自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めるとともに、総括管理者に報告しなければならない。

2 運航計画は、富山県消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第 1 号）及び富山県消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第 2 号）とする。

（緊急運航）

第 17 条 第 15 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、前条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航責任者は、直ちに緊急運航に移行する旨を運航指揮者に指示しなければならない。

3 緊急運航の要請があった場合、運航責任者は、直ちに、総括管理者に、その内容及び出動の有無を報告しなければならない。

4 緊急運航に関し、必要な事項は別に定める。

（緊急運航に伴う報告）

第 18 条 運航指揮者は、緊急運航を行ったときは、緊急活動速報（様式第 3 号）及び緊急運航報告書（様式第 3 号の 2）を作成し、速やかに、運航責任者に報告しなければならない。

（情報連絡及び報告）

第 19 条 運航指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等について、直ちに運航責任者に報告しなければならない。

- 2 運航指揮者は、航空機に搭乗し業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書（様式第4号）を作成し、運航責任者に報告しなければならない。
- 3 運航責任者は、月間の運航実績を富山県消防防災ヘリコプター月間運航実績表（様式第4号の2）に取りまとめ、総括管理者に報告しなければならない。

（飛行場外離着陸場）

第20条 運航責任者は、市町村と協議し、消防防災業務を円滑に遂行するため、法第79条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場を確保しておかなければならない。

- 2 運航責任者は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態把握に努めなければならない。

第4章 使用手続

（使用予定表）

第21条 航空機の使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下、本章において同じ。）を予定する者は、翌年度の使用予定について富山県消防防災ヘリコプター年間使用予定表（様式第5号）を作成し、2月末日までに運航責任者に提出しなければならない。

（航空機の使用）

第22条 前条の規定により使用予定表を提出した者であって、航空機を使用しようとする者は、富山県消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第6号）により使用する1か月前までに運航責任者に申請しなければならない。

ただし、第17条第1項の緊急運航にあつては、電話ファックス等の方法によって申請し、後刻速やかに文書を提出するものとする。

なお、航空機が市町村等において実施する防災訓練等に出動する場合の申請については、別に定める。

（航空機の使用承認）

第23条 運航責任者は、前条の申請があつたときは、その使用目的、使用内容等を審査のうえ、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

- 2 運航責任者は、前項により承認した場合は、富山県消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第7号）を交付するものとする。

（航空機の搭乗）

第24条 航空機を使用するものは、富山県消防防災ヘリコプター搭乗誓約書（様式第8号）を搭乗日までに、運航責任者に提出するとともに、搭乗にあつては、その目的、内容及び遵守事項等について詳細に打ち合わせを行い搭乗するものとする

第5章 安全管理等

（総括管理者等の責務）

第25条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

- 2 運航責任者は、消防防災業務の遂行にあたり、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講じる等、安全管理に万全を期すとともに、航空機等の適正な保守管

理を行わなければならない。

(運航指揮者の責務)

第 26 条 運航指揮者は、消防防災業務の遂行にあたっては、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

第6章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第 27 条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設、設備及び教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第 28 条 運航責任者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

(操縦士の教育訓練等)

第 29 条 運航安全管理者は、操縦士の教育訓練等基本計画及び実施計画の立案について、委託会社と調整のうえ作成しなければならない。

第7章 事故防止対策等

(捜索及び救難体制の確立)

第 30 条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第 31 条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、直ちにその状況を運航責任者及び航空局空港事務所に報告しなければならない。

2 運航責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合には、前条に規定するところにより、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第 32 条 総括管理者は、法第 76 条第 1 項に規定する事故が発生した場合には、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第8章 雑則

(記録)

第 33 条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、消防防災業務に関する記録を整理しておかななければならない。

(証人出頭等の報告)

第 34 条 運航指揮者は、緊急運航等に関して法令に基づき司法機関、捜査機関等から隊員等の出頭、供述又は資料の提出（以下「証人出頭等」という。）を求められたときは、出頭・供述・資料提出承認願（様式第 9 号）により運航責任者の承認を得なければならない。

2 運航指揮者は、前項の承認を得て証人出頭等に応じたときは、速やかにその結果を出頭・供述・資料提出報告書（様式第 10 号）により運航責任者に報告しなければならない。

(搭乗証明の交付)

第 35 条 運航責任者は、航空機の使用において搭乗した者又はその者から委任を受けた者から搭乗した旨の証明を求められたときは、その事実を確認し、証明（様式第 11 号）するものとする。

2 搭乗証明の交付に関し、必要な事項は別に定める。

(その他)

第 36 条 この要綱の施行について、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第2号（第16条関係）

富山県消防防災ヘリコプター月間運航計画（ 年 月分）

日	曜	内 容	飛行区分	飛行場所(市町村)	使用離着陸場	申請手続の有無	飛行時間／累計	機体等整備計画	備 考
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		
			1・2・3				/		

(注)飛行区分は、1：消防防災業務、2：自隊訓練、3：その他であり、該当のものに○印をすること。

緊急活動速報

要請活動種別	1 救 急 2 救 助 3 災害応急 4 火災防御 5 広域応援				
要 請 者					
発 生 場 所					
発 生 日 時 (要請日時)	年 月 日 () 天候 午前・午後 時 分	要請 方法			
事 故 概 要					
死 傷 者 等	死者・行方不明者 (性別・年齢)	(死・行) (死・行) (死・行) (死・行) (死・行)	負傷者等 うち 重 症 中等症 軽 症	名 名 名 名	
	計 死者 名・行方不明者 名				
要 救 助 者 数 (見 込 み)			救助人員	名	
活 動 状 況					
そ の 他 参 考 事 項					
報 告 者 氏 名		活動従事者			

令和 年 月 日

総括管理者 危機管理監 殿
 運航責任者 危機管理局 消防課防災航空センター所長 殿

運航指揮者（報告者）

緊急運航報告書

要請機関名		連絡先職氏名	TEL	
要請者		受信者		
災害種別	1 救急 2 救助 3 災害応急 4 火災防御 5 応援			
発生日時	令和 年 月 日 () 時 分頃			
発生場所・目標				
要請日時	日	時	分	要請方法
出動時間	日	時	分	帰隊時間
災害の概況	○発生概況及び傷病者の状況			
活動内容	○到着時の状況 ○状況判断・活動方針・活動内容			
要救助者	氏名 (フリガナ) 生年月日 (年齢) 住所 職業 (勤務先) 傷病程度 (傷病名)			

現地の気象	天候	風向	風速	m/s	気温	℃
	視程	m	雲高	m	警報・注意報	
着陸場所						
着陸場所への到着時間	時	分	燃料補給	回	1	
運航指揮者 及び 出動隊員	指揮者 隊員		操縦士 及び 整備士		操縦士 整備士	
出動時間	時	分	出動～現場到着	時間	分	
現場到着時間	時	分	現場到着～業務開始	時間	分	
業務開始時間	時	分	業務開始～業務終了	時間	分	
業務終了時間	時	分	業務終了～現地出発	時間	分	
現地出発時間	時	分	現地出発～収容先着	時間	分	
収容先到着時間	時	分	収容先着～収容先発	時間	分	
収容先出発時間	時	分	収容先発～帰隊	時間	分	
帰隊時間	時	分	出動～帰隊	時間	分	
消火	回	1	資機材搬送	回	kg	
救助	回	人	情報収集	回		
救急	回	人	調査	回		
人員搬送	回	人	その他	回		
特記事項						

運航責任者
危機管理局 消防課防災航空センター所長 殿

報告者 (運航指揮者)



飛行報告書

年月日	令和 年 月 日 ()		天候 ()		
任務					
飛行経路					
操縦士名			整備士名		
出動隊員					
飛行時間	出発時間	時 分	実飛行時間	時間	分
	到着時間	時 分	燃料補給	1	
搭乗者及び 搭載物資	搭 乗 者		搭 載 物 資		
	氏 名	飛行時間	品 名	個数	重 量
現地での 燃料補給	1				
参考事項					

様式第4号の2（第19条関係）

富山県消防防災ヘリコプター月間運航実績表（ 年 月分）

日	曜	使用・要請機関	飛行区分	飛行場所（市町村）	内 容	飛行時間	累計飛行時間	備 考
			1・2・3・4					
			1・2・3・4					
			1・2・3・4					
			1・2・3・4					
			1・2・3・4					
			1・2・3・4					
			1・2・3・4					
			1・2・3・4					
			1・2・3・4					
			1・2・3・4					
			1・2・3・4					
			1・2・3・4					
			1・2・3・4					
			1・2・3・4					
			1・2・3・4					
			1・2・3・4					
			1・2・3・4					
			1・2・3・4					
			1・2・3・4					

(注)飛行区分は、1：消防防災業務、2：自隊訓練、3：その他、4：緊急運航であり、該当のものに○印をすること。

〇〇 第 号
令和 年 月 日

運航責任者
富山県危機管理局 消防課防災航空センター所長 殿

申請者
(担当者 TEL)

富山県消防防災ヘリコプター年間使用予定表

富山県消防防災ヘリコプター運航管理要綱第21条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

	訓 練 名 等	実 施 場 所	実 施 日
訓 練			
その他 行事等			

〇〇 第 号
令和 年 月 日

運航責任者
富山県危機管理局 消防課防災航空センター所長 殿

申請者
(担当者 TEL)

富山県消防防災ヘリコプター使用申請書

富山県消防防災ヘリコプター運航管理要綱第22条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

1 使用日時				
2 使用目的				
3 使用内容				
4 飛行経路				
5 離着陸場所				
6 搭乗者所属	職名	氏名	年齢	備考

(注) 使用に係る事業計画等を添付すること。

○ 第 号
令和 年 月 日

（申請者）

殿

運航責任者
富山県危機管理局 消防課防災航空センター所長
（公印省略）

富山県消防防災ヘリコプター使用承認書

年 月 日付け 第 号で申請のあった富山県消防防災ヘリコプターの使用については、下記により承認する。

なお、当日気象状況により、又は災害等緊急出動の必要が生じた場合には、使用を中止又は中断することがありますので、ご了承ください。

記

1 使用日時 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分

2 使用目的

運航責任者

富山県危機管理局 消防課防災航空センター所長 殿

申請団体名

職 氏 名

富山県消防防災ヘリコプター搭乗誓約書

航空機の搭乗にあたっては、機長及び航空隊員の指示に従い、また、万が一事故による損害等が発生した場合、当方の搭乗者に係る処理については、当方が責任を持って処理し、貴県に迷惑をかけることを誓約します。

搭乗日 令和 年 月 日

搭 乗 者			
住 所	氏 名	生年月日	年齢
		S・H ・	

(注)・記入にあたっては搭乗者本人が自署すること。

・搭乗者が未成年等で自署できない場合は、親権者が記入すること。

運航責任者
危機管理局 消防課防災航空センター所長 殿

運航指揮者名 ⑩

出頭・供述・資料提出承認願

日 時		場所（提出先）	理 由
年 月 日（ 曜日）			
時 分 ～ 時 分			
出 頭 供 述 予 定 者	氏 名	職 名	当該緊急事案等 発生当時の職務
備考			

- (注) 1 標題は、出頭、供述又は資料提出の区分により○で囲むこと。
2 資料提出の場合は、提出予定資料又はその写しを添付すること。
3 証人呼出状、召喚状等がある場合はこれを添付すること。
4 電話で要請があった場合は、その内容を備考欄に記入すること。
5 該当欄に記入できない場合は、別紙に記載し添付すること。

運航責任者
危機管理局 消防課防災航空センター所長 殿

運航指揮者名 (印)

出頭・供述・資料提出報告書

日 時		場所 (提出先)	理 由
年 月 日 (曜日)			
時 分 ~ 時 分			
出 頭 供 述 者	氏 名	職 名	当該緊急事案等 発生当時の職務
当該緊急事案 等の概要			
尋問事項及び供述内容 (資料の種類又は内容、提出した相手の職氏名)			

- (注) 1 標題は、出頭、供述又は資料提出の区分により○で囲むこと。
2 緊急報告書、証人呼出状等の関係書類の写しを添付すること。
3 当該欄に記入できない場合は、別紙に記載し添付すること。

令和 年 月 日

搭 乗 証 明

殿

運航責任者

危機管理局 消防課防災航空センター所長

下記の者が富山県消防防災ヘリコプターに搭乗したことを証明します。

記

1 氏 名

2 飛行内容

飛行時間

飛行場所

3 作業内容 (該当するものを○で囲む。)

① 通常 ② 危険 ③ ホイスト降下

4 飛行種別

2-2 富山県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣 旨)

第1 この要領は、富山県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第17条第4項の規定に基づき、航空機の緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び富山県消防防災ヘリコプター支援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第3 緊急運航は、原則として、要綱第15条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件を満たす場合に運航することができるものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 さし迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 航空機以外に適切な手段がないこと。

(緊急運航の要請基準)

第4 緊急運航は、前条の要件を満たし、かつ、別記基準に該当する場合に要請できるものとする。

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、協定に基づき、災害等が発生した市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長が危機管理局消防課防災航空センター所長（以下「運航責任者」という。）に行い、要請を受けた運航責任者は、その内容等を危機管理監（以下「総括管理者」という。）に報告する。

2 前項の要請は、富山県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により行うものとする。この場合の要請は、電話ファックス等の方法によって行い、後刻速やかに文書を提出するものとする。

3 運航責任者は、緊急を要し、市町村等の長の要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待たないで、緊急運航することができる。

(緊急運航の決定)

第6 運航責任者は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、出動の可否を決定し、要請者にその旨、回答しなければならない。

2 運航責任者は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えなければならない。

(受入れ態勢)

第7 緊急運航を要請した市町村等の長は、富山県防災航空センターと密接な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ態勢を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

第8 運航責任者は、災害の規模及びその特殊性等から、災害の概要及び活動内容等が必要であると判断した場合には、関係市町村等の長に対し、資料の提供を依頼するものとする。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別 記)

富山県消防防災ヘリコプター緊急運航基準

1 救急活動

(1) 傷病者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できるとき。

(2) 医師及び医療機材等の搬送

交通遠隔地において、緊急医療を行うための医師、機材等を搬送する必要があると認められるとき。

(3) 傷病者の転院搬送

緊急に高度医療機関へ転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できるとき。

(4) その他救急活動上、特に、富山県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）による活動が有効と認められるとき。

2 救助活動

(1) 水難事故等の捜索、救助

河川、海等での水難事故等における捜索・救助を行う場合で、現地の消防力だけでは対応できないと認められるとき。

(2) 中高層建築物火災等の救助

中高層建築物の火災等において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められるとき。

(3) 孤立した被災者等の救出

山崩れ等災害により孤立し、緊急に救出が必要と認められるとき。

(4) 山岳遭難事故の捜索、救助

山岳遭難事故における捜索・救助を行う場合で、現地の消防力だけでは対応できないと認められるとき。

(5) 大規模事故での救出

高速道路等での大規模事故で、救急車での収容、搬送が不可能と認められるとき。

(6) その他救助活動上、特に、航空機による活動が有効と認められるとき。

3 災害応急活動

(1) 被災状況等の調査及び情報の収集等

地震、台風、豪雨、津波等の自然災害又はガス爆発事故、高速道路等での大規模事故における状況の調査、情報の収集等を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められるとき。

(2) 生活必需品及び復旧資材等の救援物資、人員等の搬送

孤立した被災地等への食料、衣料その他の生活必需品、復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を搬送する必要があると認められるとき。

(3) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報

災害に関する情報及び避難勧告・指示等が迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められるとき。

(4) その他災害応急対策上、特に、航空機による活動が有効と認められるとき。

4 火災防御活動

(1) 林野火災等の消火

地上からの消火活動では消火が困難で、空中からの消火が有効と認められるとき。

(2) 消防隊員及び消火資機材等の搬送

大規模林野火災等において、消防隊員及び消火資機材等の搬送手段がないとき又は航空機による搬送が有効と認められるとき。

(3) 被害状況等の調査及び情報の収集等

大規模火災等における被害状況の把握、情報の収集等を行う必要があると認められるとき。

(4) 避難誘導等の広報

大規模火災等において、住民等の避難誘導を行う必要がある場合に、空中からの広報が有効と認められるとき。

(5) その他火災防御活動上、特に、航空機による活動が有効と認められるとき。

5 広域災害応援活動

他県等との災害応援協定等に基づき応援要請があり、出動する必要があると認められるとき。

富山県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信日時	月 日 時 分現在	受信者	
1 要 請 機 関 名	発信者		
2 災 害 の 種 別	1 救 急	2 救 助	3 災害応急 4 火災防御 5 広域応援
3 活 動 内 容	救急搬送 救助救出 物資等輸送（品名数量） 火災消火 広報 調査 その他（ ）		
4 発 生 場 所 及 び 発 生 時 間 等	市町村 （発生時間） 年 月 日 時 地内 （目 標） 分頃 （離着陸場）		
5 現地の気象条件	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視界 m 気象警報等（ ）		
6 現 場 指 揮 者	所属・職・氏名		
7 現場との連絡手段	無線種別（統制波 主運用波） 現場指揮本部・呼出名（コールサイン）		
8	<p>要請を必要とする理由</p> <p>※ 災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること。 （救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記述のこと）</p>		
目 標	別添地図のとおり （目標が明確となる図面を添付のこと）		

9	傷病者	氏名 氏名		年齢 年齢	歳 歳	性別 性別	男・女 男・女
	症 状						
	着陸場所の 目 標 等	出動先 所在地 及び目 標		搬送先 所在地 及び目 標			
	同 乗 者	医師及び看護 師の氏名		関係者の 氏 名			
	病院への搬送方法	救急車の手配		病院の手配			
	受 入 病 院	所 在 地 所 名 称		連絡先	TEL		
	搬送先の消防本部の担当者職氏名		消防本部 課 TEL				
	10	必 要 資 機 材					
11	他 航 空 機 へ の 要 請 状 況		(有・無) 機関名 要請機数 機				
12	そ の 他 必 要 事 項						

※ 以下の事項は航空機が出動の可否を決定後、連絡します。

1 使用無線等	無線種別 (統制波 主運用波) 現場指揮本部・呼出名 (コールサイン)		
2 到着予定時間	年 月 日 (曜日)	午前・午後	時 分
3 活動予定時間	時間 分		
4 燃料の確保	手配必要・手配不要	燃料の量	リットル (ドラム缶 本)

2-3 富山県消防防災ヘリコプター救急活動出動基準

この運航細目は、富山県消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4に基づく、別記富山県消防防災ヘリコプター緊急運航基準1の(4)の「その他救急活動上、特に、富山県消防防災ヘリコプター(以下「航空機」という。)による活動が有効と認められるとき」とは、次に定めるとおりとする。

1 事故等の目撃者からの119番通報を受信した通信指令課(室)員が、(1)受傷原因等で(2)に掲げる地理的条件に該当すると判断した場合。

(1) 受傷原因等

ア 自動車事故

- (ア) 自動車からの放出事故
- (イ) 同乗者の死亡事故
- (ウ) 自動車横転事故
- (エ) 自動車が概ね50cm以上、客室が概ね30cm以上つぶれた事故
- (オ) 車に歩行者や自転車が跳ね飛ばされた事故

イ オートバイ事故

- (ア) 時速35km以上で、物体に衝突した事故
- (イ) ライダーがオートバイから放り出された事故

ウ 転落事故

- (ア) 3階以上の高さから転落した事故
- (イ) 山間部で滑落した事故

エ 窒息事故

- (ア) 溺水事故
- (イ) 生き埋め事故

オ 列車衝突事故

カ 航空機墜落事故

キ 傷害事故(撃たれたり、刺された事故)

ク 重症が疑われる中毒事故

ケ 傷病者の状態

(ア) バイタルサイン

- ・JCSが30以上ある。
- ・脈拍がかすかにしか振れない。又は脈が全く振れない。
- ・呼吸が弱い。呼吸が速くて浅い。呼吸停止している。
- ・呼吸障害があり苦しんでいる。

(イ) 外傷

- ・頭部、頸部、躯幹、肘、膝関節等からの外傷性出血がある。
- ・四肢の変形(2ヶ所以上)がある。又は四肢(手指)の切断がある。
- ・麻痺を伴う四肢の外傷がある。
- ・気道熱傷や広範囲の熱傷(体の概ね1/3を超える)がある。
- ・意識障害を伴う電撃症(雷や電線工事等)である。
- ・意識障害を伴う外傷がある。

(ウ) 疾病

- ・けいれん発作を起こしている。
- ・不穏な状態にある。
- ・新たな四肢麻痺が出現している。
- ・頭痛、胸痛等の強い痛みを訴えている。

(2) 地理的条件

ア 事案発生地点が航空機の有効範囲（救急車等よりも、航空機を使用する方が、病院到着までの時間を短縮できる地域をいう。）内である。

イ 上記に該当しないが、諸般の事情（地震土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合等）により航空機搬送すると病院搬送までの時間を短縮できる。

2 1に該当しない場合であっても、事案発生地までの距離等により航空機を使用すると救急車等を使用するよりも30分以上搬送時間が短縮できる場合。

3 現場の救急隊からの航空機要請がある場合。

2-4 富山県消防防災ヘリコプター臓器緊急搬送支援要領

(趣旨)

第1 この基準は、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）及び「臓器の緊急搬送について（平成11年2月23日付け消防救第45号消防庁通知）」に基づき、富山県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）による緊急搬送を行う場合について必要な事項を定めるものとする。

(緊急搬送の基準)

第2 臓器の搬送は、富山県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（平成8年4月1日。以下「要綱」という。）第15条第1項第1号に定める救急活動として、富山県消防防災ヘリコプター緊急運航要領（平成8年4月1日）第4に定める緊急運航基準により行うものとする。

2 緊急搬送を行う臓器は、次の表に掲げるもので航空機により有効な搬送が可能な場合とする。

臓器	最長搬送時間（搬送に費やすことのできる時間）
心臓	2～3時間
肺	6時間
肝臓、小腸	10時間
腎臓、膵臓	22時間

(緊急搬送の要請)

第3 緊急搬送の要請は、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）が危機管理局消防課防災航空センター所長（以下「運航責任者」という。）に対して行うものとする。

2 前項の要請は、富山県消防防災ヘリコプター臓器緊急搬送出動要請書（別紙様式）により行うものとする。

3 第1項の要請を受けた運航責任者は、その内容等を危機管理監（以下「総括管理者」という。）に報告する。

(緊急搬送の決定)

第4 運航責任者は、第3の要請を受けた場合、搬送活動内容及び飛行経路の気象状況等を確認の上、遅滞なく出動の可否を決定し、ネットワークにその旨を回答するとともに、直ちに出動の態勢を整えなければならない。

2 運航責任者は、第1項の決定内容を厚生部医務課長に通知するものとする。

(搬送要領等)

第5 運航責任者は、脳死下臓器提供施設から航空機への臓器引き継ぎ場所（別表）を気象状況、周辺の環境等から判断して決定するものとする。

2 搬送先は、脳死下臓器移植実施施設の屋上ヘリポート、空港又は緊急離着陸場とする。

(報告)

第6 要綱第13条に定める運航指揮者は、緊急搬送を終了した場合には、要綱第18条及び

第 19 条第 2 項の規定により、速やかに運航責任者に報告しなければならない。

(交付金)

第 7 航空機により臓器の緊急搬送を行った場合は、富山県はネットワークに対し、搬送に要した費用を公益社団法人日本臓器移植ネットワーク臓器搬送交付金交付規程（平成 11 年 2 月 16 日）に基づき請求するものとする。

(その他)

第 8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式（第3関係）

運航責任者

富山県危機管理局 消防課防災航空センター所長 殿

(公社) 日本臓器移植ネットワーク

あっせん事業部

富山県消防防災ヘリコプター臓器緊急搬送出動要請書

受信日時	月 日 時 分 ※	受信者	※
1 要 請 日 時	年 月 日 () 時 分 発信者		
2 搬 送 臓 器			
3 臓 器 提 供 施 設	引き継ぎ責任者 ○ ○ ○ ○ ○		
4 臓器移植実施施設	引き継ぎ責任者 ○ ○ ○ ○ ○		
5 搬 送 日 時	年 月 日 () 時 分		
6 搬 送 経 路			
7 搭 乗 医 師 等	職	氏 名	
8 担当コーディネーター	1 ○ ○ ○ ○ ○	TEL	
	2 ○ ○ ○ ○ ○	TEL	
9 そ の 他			

※は富山県防災航空センターで記載

別 表

脳死下臓器提供施設	臓器引き継ぎ場所		所轄消防本部
富山大学附属病院	富山大学附属病院 ヘリポート		富山市消防局
富山赤十字病院	神通川 No.2 (神通川右岸)	富山空港 JINZU ヘリパッド	富山市消防局
富山県立中央病院	富山空港 JINZU ヘリパッド		富山市消防局
厚生連高岡病院	国東橋下流 (小矢部川右岸河川敷)	スポーツコア (グラウンド)	高岡市消防本部
富山市民病院	富山空港 JINZU ヘリパッド		富山市消防局
済生会富山病院	岩瀬スポーツ公園 (サッカー場)	富山競輪場 (競輪場駐車場)	富山市消防局
市立砺波総合病院	砺波総合運動公園 (庄川左岸)		砺波地域消防組合消防本部
黒部市民病院	黒部市民病院 屋上ヘリポート	黒部川運動公園 (黒部川左岸)	新川地域消防本部
富山労災病院	魚津桃山運動公園 (芝生広場)	早月川緑地公園 (早月川右岸)	富山県東部消防組合消防本部

(注) 富山空港 JINZU ヘリパッド又は各病院屋上ヘリポート以外で引き継ぐ場合は、所轄消防本部が地上の安全対策を実施

2-5 富山県消防防災ヘリコプター支援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「組織法」という。）第30条第2項の規定により、富山県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、同条第1項の規定による消防の支援（以下「支援」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、組織法第30条第1項の規定により、甲がその所有する消防防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）を用いた乙に対する支援が、迅速かつ円滑に実施されるため、必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第2条 この協定に基づき〇〇〇〇（以下「〇〇」という。）が支援を要請することができる区域は、〇〇〇の区域とする。

（要請の基準）

第3条 この協定に基づく支援の要請は、組織法第1条に規定する消防の任務を乙が遂行する場合に行うものとする。

（要請の要件）

第4条 この協定に基づく支援の要請は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、ヘリコプターの活動が必要と市長が判断するときに行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 乙の消防力によっては、災害の防御等が著しく困難と認められる場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、救急搬送等の緊急性があると認められる場合

（要請の方法）

第5条 市長は、富山県知事（以下「知事」という。）に対して、次に掲げる事項を明らかにして、支援の要請をするものとする。

- (1) 災害等の種別
- (2) 災害等の発生日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害等の発生現場の気象状況
- (4) 災害等の現場の最高指揮者の職及び氏名並びに当該最高指揮者との連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び受入体制
- (6) 支援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要事項

（航空隊の派遣）

第6条 知事は、前条の規定による支援の要請があつたときは、災害等の状況及びヘリコプターの活動現場等の気象状況等を確認のうえ、支援の可否を決定し、市長にその旨を回答するものとする。

2 知事は、前項の規定による支援の実施を決定したときは、消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）を派遣するものとする。

(要請前の派遣)

第7条 知事は、前2条の規定にかかわらず、〇〇〇に第4条各号に該当する事態が発生し、ヘリコプターの活動が必要と認めるときは、〇〇の要請が行われる前であっても、航空隊を派遣することができるものとする。

2 知事は、前項の規定により航空隊を派遣したときは、〇〇に対して、その旨を速やかに通報するものとする。

(活動現場における連携)

第8条 第6条第2項及び前条第1項の規定により派遣される航空隊は、活動現場において、乙の消防機関と相互に密接に連携して行動するものとする。

(支援の中断等)

第9条 知事は、特別な事態が生じた場合は、支援を中断し、又は中止することができるものとする。

(経費の負担)

第10条 この協定に基づく支援に係る経費は、甲が負担するものとする。ただし、支援を受入れるためのヘリコプターの場外離着陸場の整備の経費その他支援に付随する経費は、乙が負担するものとする。

(その他)

第11条 この協定について疑義が生じた事項又は定めのない事項については、必要に応じて甲乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自それぞれ1通を保有するものとする。

平成16年4月1日

甲 富山県知事 中 沖 豊

乙 〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇

2-6 富山県消防防災ヘリコプターが市町村等において実施する 防災訓練等に出動する場合の取扱要領

(趣 旨)

第1 この要領は、富山県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第27条第2項の規定に基づき、富山県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）が市町村等の実施する訓練等に出動する場合の出動基準及び申込手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(出動基準)

第2 航空機の出動は、市町村等が主催する防災訓練及び消防訓練（以下「防災訓練等」という。）とする。

2 航空機による訓練は、救急活動訓練、救助活動訓練、災害応急活動訓練、火災防御活動訓練、災害予防活動とし、原則として2種目以内とする。

(使用予定表)

第3 防災訓練等に航空機の参加を希望する市町村等の長は、要綱第21条の規定に基づき、翌年度の富山県消防防災ヘリコプター年間使用予定表を、2月末日までに作成し、運航責任者に提出するものとする。

(使用の手続)

第4 市町村等の長は、要綱第22条の規定に基づき、訓練日の1か月前までに、富山県消防防災ヘリコプター防災訓練等出動申請書（別紙様式）に防災訓練等の計画書2部と土地使用承諾書を添えて危機管理局消防課防災航空センター所長（以下「運航責任者」という。）に提出するものとする。

(出動の決定)

第5 運航責任者は、上記の申請書が提出されたときは、要綱第16条の規定に基づく運航計画及び他の訓練計画等との調整並びに訓練場所の飛行条件の調査を行ったうえ、訓練への出動が適当と認めるときは、その使用を承認する。

2 運航責任者は、前項により承認した場合は、要綱第23条の規定に基づき、富山県消防防災ヘリコプター使用承認書を交付するものとする。

3 運航責任者は、前項の承認をする場合、必要な条件を付けることができる。

(出動の中止等)

第6 市町村等の防災訓練等への出動前又は出動中に、要綱第17条の規定に基づく緊急運航を要する事態が生じた場合は、訓練の出動を中止又は中断する。

2 当日の気象条件が航空機の運航に適さない場合には、航空機を使用する訓練の一部又は全部を中止する。

(市町村等の措置)

第7 市町村等の長は、第5の出動決定の承認があった場合、次の措置を行うものとする。

(1) 防災訓練等において航空機に搭乗するものは、搭乗する当日までに別紙「航空機搭乗誓約書」を運航責任者に提出するものとする。

- (2) 離着陸地帯には、所定の標識を設け、散水等必要な措置を講ずる。
- (3) 航空機の離着陸に際しては、人員を配置して離着陸地帯及びその周辺への立入を禁止する。
- (4) 航空機の離着陸に伴う騒音、砂塵等について、事前に離着陸場周辺住民に理解を得ておくこと。

なお、万一これらの苦情等が発生した場合には、市町村等の責任で処置すること。

- (5) 場外離着陸場の確認のため、航空隊が行う事前調査、訓練等に際しては、(2)～(4)の措置を講ずること。
- (6) 訓練に必要な資機材の借用、陸上輸送等が必要な場合には、所要の協力を行うこと。
(訓練に伴う事故)

第8 航空機の運航上の事故を除き、市町村等の重大な過失により訓練参加者及び第三者に損害を与えた事故については、県は責任を負わないものとする。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

運航責任者

富山県危機管理局 消防課防災航空センター所長 殿

申請団体名
職 氏 名

富山県消防防災ヘリコプター防災訓練等出動申請書

別添の防災訓練実施計画概要により防災訓練を実施しますので、次のとおり
富山県消防防災ヘリコプターの出動を申請します。

主 催 者	(担当者氏名 TEL)	
防災（消防）訓練の名称		
航空隊の出動希望日時	令和 月 日 () 時 分から 時 分まで (飛行予定時間 分)	
出動場所（施設名）		
希望する訓練内容	種 目	1 救急活動 2 救助活動 3 災害応急活動 4 火災防御活動 5 災害予防活動
	内 容	1 救急搬送 2 救助救出 3 緊急物資等輸送 4 火災消火 5 広 報 6 状況調査
場外離着陸場予定地	場 所 施設名	
林野火災消火訓練を行う場合、給水場所の所在地名称、流速、水深等		
そ の 他		

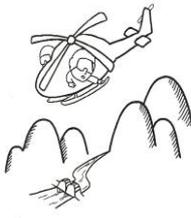
※ 場外離着陸場の状況がわかる地図、写真等を添付すること。

※ 富山県消防防災ヘリコプターに搭乗する場合は、搭乗誓約書を添付すること。

2-7 防災訓練等に伴う申請等

ヘリコプターによる訓練を行う場合、訓練内容等により、航空法に基づき航空局に申請や届出を行う必要が出てきます。(申請は防災航空センターで行います。)

訓練種目	<p>空中消火</p> 	<p>物資投下</p> 	<p>吊り上げ救助</p> 
申請	<p>低空飛行申請 (第 81 条) 物件投下届出 (第 89 条)</p>	<p>低空飛行申請 (第 81 条) 物件投下届出 (第 89 条)</p>	<p>低空飛行申請 (第 81 条)</p>

訓練種目	<p>情報収集</p> 	<p>機体展示</p> 	<p>救急引継ぎ</p> 
申請	<p>低空飛行申請 (第 81 条)</p>	<p>場外離着陸場申請 (第 79 条)</p>	<p>場外離着陸場申請 (第 79 条)</p>

航空法 (抜粋)

(離着陸の場所)

第 79 条 航空機 (国土交通省令で定める航空機を除く。) は、陸上にあつて飛行場以外の場所において、水上にあつては国土交通省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(最低安全高度)

第 81 条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(物件の投下)

第 89 条 何人も、航空機から物件を投下してはならない。但し、地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれのない場合であつて国土交通大臣に届け出たときは、この限りでない。

2-8 富山県消防防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、富山県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第15条第1項第8号に規定する一般行政活動により、富山県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を使用する場合の利用基準について、必要な事項を定めるものとする。

(利用の原則)

第2 航空機による一般行政活動は、富山県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）による空撮とし、自隊訓練活動の飛行経路上で無理のない範囲のものとする。

(利用計画の作成)

第3 航空機による一般行政活動を希望する庁内各室課長（企業局、各種委員会等を含む。）及び市町村等の長（以下「課長等」という。）は、危機管理局消防課防災航空センター所長（以下「運航責任者」という。）が行う一般行政利用照会により、所定の様式を提出するものとする。

(利用計画の調整)

第4 運航責任者は、利用計画が提出されたときは、要綱第16条に基づく運航計画との調整を行い、その結果を課長等に通知するものとする。

(利用結果の報告)

第5 要綱第13条に定める運航指揮者は、一般行政活動が終了したときは、要綱第19条第2項の規定により、速やかに、その活動内容を運航責任者に報告するものとする。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。